

令和6年度福祉団体助成事業を実施します。

(1) 対象団体等について

○ 助成の対象となるのは、次の要件をすべて満たす団体です。

- ① 市民が主体的に取り組む活動を推進していること。
- ② 活動の拠点または中心が滝川市内であること。
- ③ 1年以上活動していること。
- ④ 会費・賛助金等、または事業実施における参加費を徴収していること。
- ⑤ 滝川市社会福祉協議会（以下「社協」）の構成員であること。

* 社協の構成員とは、次のいずれかに該当する団体です。

- ・社協理事会、評議員会の構成団体
- ・社協の賛助会員または特別会員である団体
- ・滝川市ボランティアセンターの登録団体

○ 助成の対象となる事業は、次の事業です。

- ① 福祉に対する関心や意識を高めるための取り組み
- ② 地域の問題を考え解決していくための取り組み
- ③ 福祉活動を推進するための多様なネットワークづくりのための取り組み
- ④ 福祉活動の推進を目的とした研修会、交流会等の開催

○ 助成の対象となるのは、事業に必要な経費としますが、次の経費は除きます。

- ① 飲食費、またはそれに類するもの
- ② 報酬、人件費（時給・日当等）に類するもの
- ③ 備品・機材等の購入費
- ④ 高額な交通費等（ただし、特に必要と認められるものは、実費のみを対象とします。）

(2) 助成金額について

○ 助成金額は次のとおりです。

- ① 全市民を対象とする事業については、対象経費の範囲内で上限20万円
- ② 各団体の会員を対象とする事業等は、対象経費の4分の3以内で上限10万円
- ③ 助成金額は、1万円から万円単位での助成となります。

* 他から助成金収入がある場合は、その金額を対象経費の総額から控除して算定します。

(3) 交付申請について

○ 申請期間 令和6年6月1日～令和6年7月31日

○ 交付申請書（様式第1号）

○ 添付書類

- ① 事業経費概算調書（様式第2号）～記入例（別紙1）
- ② 団体規約、役員名簿
- ③ 当該年度事業計画書及び予算書
- ④ 前年度事業報告書及び決算書（今年度新設された団体は不要）

(4) 交付決定等について

- 社協福祉団体助成事業選考委員会の審査により決定します。
- 助成金交付決定通知書、または助成金不交付決定通知書により通知します。
- 助成金は、交付決定日から30日以内に指定された口座へ送金します。
- * 社協福祉団体助成事業の予算額を超えて交付申請があった場合は、助成金額が減額となることがございます。

(5) 申請事業実施にかかる注意事項について

- 共同募金会からの助成金が本助成金の主な財源となっているため、申請事業を実施するにあたっては、印刷物等に「この事業は共同募金の助成を受けて実施しています。」等の記載、及び赤い羽根のマーク（別紙2）を用いていただきます。
- * 社協ホームページに赤い羽根マークのデータを掲載いたします。
URL <http://www.takikawa-shakyo.or.jp/>
- 事業計画の変更は、軽微な場合を除き、あらかじめ社協会長の承認が必要となります。

(6) 事業完了後の報告について

- 事業完了後30日以内に助成事業完了報告書を提出いただきます。
- 添付書類
 - ① 事業経費精算調書
 - ② 事業実施当日の資料や取材記事
 - ③ 活動状況がわかる写真3枚程度
 - ④ その他、社協が必要とする書類
- * 助成事業完了報告書の内容が当初の計画と異なるなどの場合、助成金の返還を求めることがあります。

(7) その他

- 社協福祉団体助成事業の結果は、ホームページや社協だより等により、広く市民に公表いたします。